

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令案について

令和4年6月23日
経済産業省
産業技術環境局
計量行政室

1. 改正の概要

(1) 自動はかり3器種の使用の制限の開始日の延期

今般、ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール（以下「自動はかり3器種」という。）について、取引又は証明への使用割合が増加しておらず、使用の制限を早期に開始すべき状況に至っていない、型式承認になじむ器種の生産が進んでいない等の事情が判明したことを踏まえ、自動はかり3器種について使用の制限の開始を5年延期する改正を行う。

(2) 自動はかり3器種の検定手数料に係る特例措置の改正

自動はかり3器種の使用の制限の開始日を5年延期することに伴い、計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十号）附則第2条に規定する手数料に関する特例の対象期間を、使用の制限の開始日に合わせて令和10年4月1日前まで延長する改正を行う。

(3) 自動捕捉式はかりの検定手数料に係る特例措置の改正

令和3年に制定された計量法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十五号）により、自動捕捉式はかりの使用の制限の開始日を2年延期したことに伴い、計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）附則第2項に規定する手数料に関する特例の対象期間を、使用の制限の開始日に合わせて令和6年4月1日前まで延長する改正を行う。

2. スケジュール（予定）

パブリックコメント：令和4年6月23日～（30日間）

公 布 日：令和4年8月上旬

施 行 日：令和4年8月上旬